



グローバルモビリティ～国際税務～

「株式報酬が課税される時」への備え～日本本社・海外子会社担当者からのFAQ～

2022年1月

はじめに

日本では、税制改正で株式関連報酬に関する損金算入要件が整備された2016年を起点に、直接交付タイプの譲渡制限付株式やパフォーマンスシェアを導入する企業が多くなりました。これに伴い、2020年・2021年は、譲渡制限解除や株式交付のタイミングを迎えるプランが増加しています。

また、新しい株式報酬プランを新たな対象者に付与するため、制度設計を進める企業が散見されました。

今回は、多くの日系企業の株式報酬運用担当者が直面する具体的な課題をご紹介しますとともに、外部専門家を活用した円滑な管理・運用体制を考察します。

1. 株式関連報酬の運用時に直面するミクロな税務面の問題

1. 日本のペイロール担当者とのコミュニケーション

日本での株式報酬の課税イベントが発生し、源泉徴収が必要となるタイミングで、企業の株式報酬の担当者が、給与計算担当者から下記のような質問を受けるケースが多く見受けられます。

【質問例 1】当該株式報酬は社会保険の対象となりますか？賞与として取り扱うべきですか？

現金支給がない株式報酬プランでは、現場の担当者から、「社会保険料をどうすべきか」というような質問が多く寄せられるようで、プランごとに初回の課税タイミング前に余裕をもって給与システム入力シミュレーションをしておくなどの対応が推奨されます。

【質問例 2】給与システムに入力する際の株式報酬額は、何月何日の株価をもって計算すればよいですか？

原則として、株式報酬の「権利確定日」の株価をもって報酬額を計算しますが、プランごとに、いつが「権利確定日」となるか、税法に照らし合わせて検討を行い、現場担当者・付与対象者に説明を行うことで、権利確定日近くでの混乱を防ぐことが可能です。

2. 海外子会社ペイロール担当者とのコミュニケーション

日系企業の海外子会社の現地ペイロール担当者は、日本株を対象とした株式報酬の取扱いが初めてのケースが多く、下記のような疑問点が多く寄せられるようです。これらの質問に対し、英語で正しく説明を行い、現地税法に従って正しく源泉税の納付をしてもらうために、日本の株式報酬担当者が多くの時間を割かれることも少なくありません。

【質問例 1】日本の親会社株が付与されているのに、どうして現地子会社に源泉徴収義務が有るのですか？

株式報酬導入時に、各国で課税タイミングや源泉徴収要否を調査し、現地子会社担当者にも周知していたとしても、導入後数年経ち、課税が発生する場合、再度の説明を要するケースが多いようです。

【質問例 2】当該株式報酬は、日本では〇月に権利確定するようですが、自国では何月分給与に含めたらよいですか？

一般的に、導入時調査は、「この国では『権利確定時』の源泉徴収が必要である*」という確認にとどまりますが、実際に権利確定となると、国ごとに、「何月何日支給の現地給与に反映すべきか」、「源泉税の納付のタイミングはいつか」等、詳細な確認が必要となります。例えば、米国では納付源泉税が一定の金額を超える場合は 24 時間以内に源泉税を納税する必要がある等、特殊なケースもあり、タイムリーな納税を行うために現地担当者のサポートが必要になってきます。

*対象国によってはそれ以外のタイミングで課税が発生する場合があります。

3. 海外子会社現地採用対象者への説明と納税資金の徴収

【質問例 1】譲渡制限付株式の譲渡制限解除時に源泉徴収に充当するための資金がないです。

日本の譲渡制限株式では、譲渡制限解除時に一定の株式を自動的に売却して納税資金に充てる、いわゆる「Sell to Cover」というスキームを採用することができないため、現地採用の付与対象者から「譲渡制限解除時点では納税資金がないから、源泉徴収はしないで欲しい」等の声が上がることがあります。源泉税を対象者から円滑に徴収するために、丁寧な事前説明を行う必要があります。

また、対象者が役員の場合はインサイダー取引規制の対象となり、株式を即売却して資金調達できないこともあり、会社から納税資金の貸付を行う等、制度設計の時点で納税資金について検討し、対象者と合意しておく会社もあります。

【質問例 2】日本親会社の株式を受領した場合、自分の所得税申告でどのように申告をしたらいいですか。

付与時点で「税務申告は対象者の責任において行う」と説明をしていたとしても、実際申告をすとなった際に「どの金額が課税所得か？」「申告の際の所得区分は給与所得か？その他別の所得か？」等の質問が寄せられたり、対象者からのネガティブなフィードバックを受けたりするケースもあるようです。株式報酬をインセンティブとして有効に機能させるため、対象者向け説明資料の準備や説明会の開催等、事前に準備をされる企業も少なくありません。

2. 外務専門家のサポート

上記のように、日本国内・国外のペイロール担当者・付与対象者から寄せられる税務関連の質問に対応し、国内外でのタックスコンプライアンス遵守をはかるには、外部専門家のサポートも重要になってきています。

当初は社内のマンパワーで対応をしている企業からも、運用を進める過程で発生する数々のミクロな問題への対応にあたって、外部専門家にサポートを委託するケースが多くあります。

デロイトトーマツでは、運用開始前の段階から、各社に合わせて運用上のタスクの洗い出し・プロセスの立ち上げをサポートしています。これにより、課税漏れのリスクを低減させることができます。

また、各国担当者や付与対象者へ、英語で各国税制に即した説明を行う等のコミュニケーションも細やかにサポートを行っています。

(マニュアル対応とシステム対応のタスク比較)

	マニュアル対応	システム運用	備考	
プロセス立ち上げ／システム導入	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の情報ソース、人事／給与担当者との連携 プロセス及びテンプレート作成 コミュニケーション資料（本人、給与担当者、バンダーとの情報共有を含む）の作成及び展開 	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> システムの立ち上げ データ連携に係る調整 税務ポジションの初期設定 提携レポートの作成 テストング 	少人数プログラムで継続的に株式報酬の付与が見込まれない場合はマニュアル対応が合理的だが、増加する場合はシステム運用に優位性がある	
運用上のタスク	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 人事及び株式報酬に関する情報、その他計算に必要とされる情報を各システムとの自動連携で吸い上げ、または雛形を用いてデータインポート 	システムを活用する場合はシステム間の連携によって導入工数が異なる	
	計算実施	<ul style="list-style-type: none"> 導入時における初期設定で定めた税務ポジションに従いシステムが課税所得及び源泉税を自動計算 自動計算結果を、各国のペイロール反映する 	マニュアル計算では源泉税を都度正確に計算するが、システムを活用する場合は概算で処理を行う	
	給与処理	<ul style="list-style-type: none"> 計算結果に基づき現地給与担当者が給与処理を実施 	同左	貴社現地法人の給与担当者様が給与処理
	本人へのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 本国及び赴任先国における課税所得、源泉税等に関する明細をマニュアルで作成 受給者に配布・内容の説明を実施 	<ul style="list-style-type: none"> システムより雛形のレポートを作成 受給者にレポートを配布・内容の説明を実施 	グロス支給、税補填の有無を明確にした上で説明を実施
	年間集計	<ul style="list-style-type: none"> 年度内における、本国及び赴任先国の株式報酬に係る課税所得、源泉税等を手動でまとめ、正しく確定申告で計上されるよう外部バンダーと情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> システムより雛形のレポートを作成 各国のバンダーに配布を行う 	報酬の計上漏れを回避するために株式報酬に係る所得サマリーを作成
	確定申告	<ul style="list-style-type: none"> 本人または外部バンダーを通じて、確定申告において株式報酬を正しく計上の上納税 	同左	確定申告において株式報酬の課税所得／源泉税を正しく反映

おわりに

日系企業でも、株式関連報酬が広く導入されるようになり、導入前に、国内外で課税関係の調査を行うことが一般的になってきています。ただし、「事前調査を行ったから一安心。準備完了！」ではなく、実際の課税のタイミングでの運用を想像し、「その時」が来ても困らないように・・・と運用体制を事前に整えておくことも必要です。

株式関連報酬は、付与から権利確定までに一定の期間があるため、権利確定時には、担当者が変わっていたり、また、海外においては担当者が退職したりしているケースも想定されます。

このため、権利確定時の運用を外部委託する、又は、自社で対応する場合は、マニュアルを作成しておく等の対応が非常に重要です。

※ご参考：過去に発行した関連記事

[グローバルモビリティ～国際税務～ コストプロジェクション（赴任コストの事前試算）による海外赴任のコスト管理](#)

[グローバルモビリティ～国際税務～ 複雑な税務コンプライアンスをクリアするために：株式関連報酬の運用・管理](#)

※過去のニュースレター一覧はこちら [人事・組織 ニュースレター Initiative](#)

国際人事税務関連記事はこちら [グローバルモビリティニュースレター](#)

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)



シニアアソシエイト 佐藤 公乃

kimie.sato@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)

email : deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

GES サービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含む）に限定され、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001